

# 米国トランプ政権の 関税政策の要旨

～相互関税、自動車・同部品、鉄鋼・アルミ、  
カナダ・メキシコ・中国～

日本貿易振興機構（ジェトロ）

調査部 米州課（北米班）

2025年4月16日

※最新情報は、米国政府の発表資料を参照してください



# 1 | 相互関税の大統領令・ファクトシートの要旨

## ＜いつから？＞

- 米国東部時間4月5日午前0時1分から、実質的に全ての国・地域から輸入されるほぼ全ての品目に一律10%のベースライン関税を課す（既存（4/5以前）の関税率+10%）。
- 米国東部時間4月9日午前0時1分から、大統領令附属書I（Annex I）に列挙した57カ国・地域に対してはそのベースライン関税を、それぞれ設定した関税率まで引き上げる「相互関税」（日本は24%など）を課す予定だったが、トランプ大統領が4月10日以降、中国以外は90日間引き上げを停止と発表。よって中国以外は一律10%のベースライン関税のみ継続している状況（米税関ガイダンス4月9日）。

## ＜いつまで？＞

- 今回の関税措置は、大統領が貿易赤字およびその根底にある非相互的待遇がもたらす脅威が解決、または緩和されたと判断するまで有効。

## ＜対象外品目は？＞

- (1) 個人手荷物など合衆国法典第50編第1702条（b）の対象品目、(2) 1962年通商拡大法232条に基づき追加関税の対象となっている鉄鋼・アルミニウム製品、(3) 同条に基づき追加関税の対象となる自動車・同部品、(4) 銅、医薬品、半導体、木材製品、重要鉱物、エネルギーおよび関連製品（Annex II参照）、(5) キューバ、北朝鮮、ロシア、ベラルーシの原産品、(6) 将来232条関税の対象となる可能性のある全ての品目、(7) 4月5日に遡及してスマホ等を対象外に追加（ビジネス短信）

## ＜カナダとメキシコは？＞

- カナダおよびメキシコに対しては、不法移民やフェンタニルの流入を理由とした国際緊急経済権限法（IEEPA）に基づく追加関税を課しているため、相互関税は適用されない。つまり、3月4日以降課されているIEEPAに基づく関税措置が継続される。
- IEEPAによる関税措置では、米国・メキシコ・カナダ協定（USMCA）の原産地規則（ROO）を満たす製品は関税なしとなるが、ROOを満たさない場合は25%の追加関税が課される。ただし、このIEEPAに基づく措置が終了した場合、ROOを満たさない両国原産品には12%の相互関税が課される（ROOを満たす製品には、引き続き関税は賦課されない）。

## 2 | 相互関税の対象は約60カ国・地域に

4月10日時点で米政府から公式に発表されている57カ国・地域に対する関税率

これら引き上げ後の相互関税率は中国に対してのみ発動中。その他の国・地域は一律10%のベースライン関税が継続中

国・地域	相互関税率
アルジェリア	30%
アンゴラ	32%
バングラデシュ	37%
ボスニア・ヘルヴェゴビナ	35%
ボツワナ	37%
ブルネイ	24%
カンボジア	49%
カメルーン	11%
チャド	13%
中国	125%
コートジボワール	21%
コンゴ民主共和国	11%
赤道ギニア	13%
欧州連合 (EU)	20%
フォークランド諸島	41%
フィジー	32%
ガイアナ	38%
インド	26%
インドネシア	32%

国・地域	相互関税率
イラク	39%
イスラエル	17%
日本	24%
ヨルダン	20%
カザフスタン	27%
ラオス	48%
レソト	50%
リビア	31%
リヒテンシュタイン	37%
マダガスカル	47%
マラウイ	17%
マレーシア	24%
モーリシャス	40%
モルドバ	31%
モザンビーク	16%
ミャンマー	44%
ナミビア	21%
ナウル	30%
ニカラグア	18%

国・地域	相互関税率
ナイジェリア	14%
北マケドニア共和国	33%
ノルウェー	15%
パキスタン	29%
フィリピン	17%
セルビア	37%
南アフリカ共和国	30%
韓国	25%
スリランカ	44%
スイス	31%
シリア	41%
台湾	32%
タイ	36%
チュニジア	28%
バヌアツ共和国	22%
ベネズエラ	15%
ベトナム	46%
ザンビア	17%
ジンバブエ	18%

(注) 米中間の報復の応酬を経て、中国に対する相互関税率は4月10日、125%に引き上げられた（[大統領令](#)、[米税関ガイド](#)）

(出所) 米国政府公開資料（[大統領令](#)のAnnex I）、4月16日時点

### 3 | 自動車関税の要旨

#### 〈自動車〉

- 米国東部時間 **2025年4月3日午前0時1分以降** に通関する、**乗用車〔セダン、多目的スポーツ車（SUV）、クロスオーバーSUV、ミニバン、カーゴバン〕、小型トラック** に対して、**25%の追加関税**が課される。
- 対象品目のHTSコードは官報附属書I (Annex I) の (b) を参照。ただし、対象品目のうち、**米国・メキシコ・カナダ協定（USMCA）の自動車原産地規則（ROO）を満たす車両については、非米国産部品の価格に対してのみ追加関税が課される**。米国税関・国境警備局（CBP）は4月2日、自動車の米国輸入に対する232条関税について、**輸入業者向けのガイダンス**を発表している。関税の払い戻し（ドローバック）が適用されないなどが定められている。

#### 追加関税対象となる自動車のHTSコード

8703.22.01	8703.23.01	8703.24.01
8703.31.01	8703.32.01	8703.33.01
8703.40.00	8703.50.00	8703.60.00
8703.70.00	8703.80.00	8703.90.01
8704.21.01	8704.31.01	8704.41.00
8704.51.00	8704.60.00	

# 4 | 自動車部品関税の要旨

## ＜自動車部品＞

- 米国東部時間 **2025年5月3日午前0時1分以降** に通関する、**エンジン・エンジン部品、トランスマッショーン・パワートレイン部品、電子部品など** に対して **25%の追加関税** が賦課される。対象品目のHTSコードは官報附属書Iの (g) を参照。
- ただし、自動車同様に、対象品目のうち、**米国・メキシコ・カナダ協定（USMCA）の自動車原産地規則（ROO）を満たす部品については、非米国産部品の価格に対してのみ追加関税が課される**。非米国産部品に対する追加関税は、追加関税を適用するプロセスが確立されたと商務長官が官報で公示するまで、追加関税の適用対象外とする。

### 追加関税対象となる自動車部品のHTSコード

4009.12.0020	4009.22.0020	4009.32.0020	8501.52	8507.10	8507.60
4009.42.0020	4011.10.10	4011.10.50	8507.90.40	8507.90.80	8511.10.0000
4011.20.10	4012.19.40	4012.19.80	8511.20.00	8511.30.0040	8511.30.0080
4012.20.60	4013.10.0010	4013.10.0020	8511.40.00	8511.50.00	8511.80.20
4016.99.6010	7007.21.51	7009.10.00	8511.80.60	8511.90.6020	8511.90.6040
7320.10	7320.20.10	8301.20.00	8512.20.20	8512.20.40	8512.30.00
8302.10.30	8302.30	8407.31.00	8512.40.20	8512.40.40	8512.90.20
8407.32	8407.33	8407.34	8512.90.60	8512.90.70	8519.81.20
8408.20.20	8409.91.1040	8409.99.1040	8525.60.1010	8527.21	8527.29
8413.30.10	8413.30.90	8413.91.10			
8413.91.9010	8414.30.8030	8414.59.30	8536.41.0005	8537.10	8537.20
8414.59.6540	8414.80.05	8415.20.00	8539.10.0010	8539.10.0050	8544.30.00
8421.23.00	8421.32.00	8425.49.00	8706.00.03	8706.00.05	8706.00.15
8426.91.00	8431.10.0090	8471	8706.00.25	8707	8707.10.0020
8482.10.10	8482.10.5044	8482.10.5048	8707.10.0040	8707.90.5020	8707.90.5040
8482.20.0020	8482.20.0030	8482.20.0040	8707.90.5060	8707.90.5080	8708.10.30
8482.20.0061	8482.20.0070	8482.20.0081	8708.10.60	8708.21.00	8708.22
8482.40.00	8482.50.00	8483.10.1030	8708.29	8708.30	8708.40.11
8483.10.30	8501.32	8501.33	8708.40.70	8708.40.75	8708.50
8501.34	8501.40	8501.51	8708.70	8708.80	8708.91
			8708.93.60	8708.93.75	8708.94
			8708.95	8708.99.53	8708.99.55
			8708.99.58	8708.99.68	8716.90.50
			9015.10	9029.10	9029.20.4080
			9401.20.00		

## 5 | 鉄鋼・アルミ製品への追加関税措置を拡大

- トランプ大統領は2025年2月10日、1962年通商拡大法232条に基づく鉄鋼・アルミニウム製品に対する追加関税措置を拡大等する大統領布告を発表。
- 2025年2月18日付の官報で、新たに追加関税の対象となる品目のHTSコードが明らかに。それらへの追加関税は2025年3月12日に発動された。

### 2025年3月12日以前の状況

#### 2018年3月

鉄鋼製品に25%の追加関税  
アルミ製品に10%の追加関税

#### 2020年1月

特定の鉄鋼・アルミ派生品も対象に追加  
鉄鋼派生品は25%、アルミは製品は10%の追加関税

#### 例外措置

##### <国・地域別の適用除外制度>

- 鉄鋼の適用除外：豪州、カナダ、メキシコ、ウクライナ
- 鉄鋼の数量割当：アルゼンチン、ブラジル、韓国
- アルミの適用除外：豪州、カナダ、メキシコ
- アルミの数量割当：アルゼンチン
- 鉄鋼・アルミの関税割当：EU、英国
- 鉄鋼の関税割当：日本

##### <申請者別の適用除外制度>

##### <製品別の適用除外制度>

### 2025年3月12日以降の変更点

鉄鋼製品に25%の追加関税  
アルミ製品に25%の追加関税

鉄鋼製品とアルミ製品の派生品を追加  
※発動日は2025年3月12日

#### 2025年3月12日以降、**全廃**

- ただし、申請者別の適用除外制度は布告発表日の2025年2月10日に即日廃止となつたが、既に承認を受けていた申請分については有効期限が切れるまで、または数量上限に到達するまで有効

**232条関税の対象製品を追加する新プロセスを創設**

## 6 | 追加関税対象の鉄鋼・アルミ製品のHTSコード

- 下記の品目（一部除く）については**3月12日以降、例外なく25%の追加関税**が課されている。
- ただし、申請者別の適用除外の承認を既に受けている分については、有効期限が切れるまで、または数量上限に到達するまで有効。

### 232条鉄鋼・アルミ関税の包括的対象リスト

対象	ガイダンス	包括的な対象リスト	概要
鉄鋼	<a href="#">CSMS#64384423</a>	<a href="#">2018年3月以降の包括リスト</a>	米税関（CBP）は実務者向けに「Cargo Systems Messaging Service (CSMS)」で通関手続きの詳細や対象品目のHTSコードなどを通知。 <a href="#">全体像の表</a> も参照。
アルミ	<a href="#">CSMS#64384496</a> <a href="#">CSMS#64639013</a>	<a href="#">2018年3月以降の包括リスト</a>	

### 発動時期ごとの対象リスト

対象製品	根拠文書	HTSコード
2018年3月発表の鉄鋼製品	<a href="#">大統領布告9705</a>	7206.10～7216.50、7216.99～7301.10、7302.10、7302.40～7302.90、7304.10～7306.90
2018年3月発表のアルミ製品	<a href="#">大統領布告9704</a>	7601、7604～7609、7616.99.5160、7616.99.5170
2020年1月発表の鉄鋼派生品	<a href="#">大統領布告9980</a>	7317.00.30、7317.00.5503、7317.00.5505、7317.00.5507、7317.00.5560、7317.00.5580、7317.00.6560、8708.10.30、8708.29.21
2020年1月発表のアルミ派生品	<a href="#">大統領布告9980</a>	7614.10.50、7614.90.20、7614.90.40、7614.90.50、8708.10.30、8708.29.21

# 7 | 鉄鋼：2025年3月に追加の派生品のHTSコード

- 3月12日に追加関税の対象となった鉄鋼派生品のHTSコード
- 下記青掛けの品目は、当該製品が含有する鉄鋼材の価格に対してのみ追加関税がかかることになる。米国で溶解・鋳造された鉄は原則、適用除外となる

根拠文書	HTSコード
<a href="#">大統領布告 10896</a>  <a href="#">通関用 ガイダンス</a>	7301.20.10、7301.20.50、7302.30.00、7307.21.10、7307.21.50、7307.22.10、7307.22.50、7307.23.00、7307.29.00、7307.91.10、7307.91.30、7307.91.50、7307.92.30、7307.92.90、7307.93.30、7307.93.60、7307.93.90、7307.99.10、7307.99.30、7307.99.50、7308.10.00、7308.20.00、7308.30.10、7308.30.50、7308.40.00、7308.90.30、7308.90.60、7308.90.70、7308.90.95、7309.00.00、7310.10.00、7310.21.00、7310.29.00、7311.00.00、7312.10.05、7312.10.10、7312.10.20、7312.10.30、7312.10.50、7312.10.60、7312.10.70、7312.10.80、7312.10.90、7312.90.00、7313.00.00、7314.12.10、7314.12.20、7314.12.30、7314.12.60、7314.12.90、7314.14.10、7314.14.20、7314.14.30、7314.14.60、7314.14.90、7314.19.01、7314.20.00、7314.31.10、7314.31.50、7314.39.00、7314.41.00、7314.42.00、7314.49.30、7314.49.60、7314.50.00、7315.11.00、7315.12.00、7315.19.00、7315.20.10、7315.20.50、7315.81.00、7315.82.10、7315.82.30、7315.82.50、7315.82.70、7315.89.10、7315.89.30、7315.89.50、7315.90.00、7316.00.00、7317.00.10、7317.00.20、7317.00.55、7317.00.65、7317.00.75、7318.11.00、7318.12.00、7318.13.00、7318.14.10、7318.14.50、7318.15.20、7318.15.40、7318.15.50、7318.15.60、7318.15.80、7318.16.00、7318.19.00、7318.21.00、7318.22.00、7318.23.00、7318.24.00、7318.29.00、7319.40.20、7319.40.30、7319.40.50、7319.90.10、7319.90.90、7320.10.30、7320.10.60、7320.10.90、7320.20.10、7320.20.50、7320.90.10、7320.90.50、7321.11.10、7321.11.30、7321.11.60、7321.12.00、7321.19.00、7321.81.10、7321.81.50、7321.82.10、7321.82.50、7321.89.00、7321.90.10、7321.90.20、7321.90.40、7321.90.50、7321.90.60、7322.19.00、7322.90.00、7323.10.00、7323.93.00、7323.94.00、7323.99.10、7323.99.30、7323.99.50、7323.99.70、7323.99.90、7324.10.00、7324.29.00、7324.90.00、7325.91.00、7325.99.10、7325.99.50、7326.11.00、7326.19.00、7326.20.00、7326.90.10、7326.90.25、7326.90.35、7326.90.45、7326.90.60、7326.90.86、7317.00.5501、7317.00.5502、7317.00.5508、7317.00.5511、7317.00.5518、7317.00.5519、7317.00.5520、7317.00.5530、7317.00.5540、7317.00.5550、7317.00.5570、7317.00.5590、7317.00.6530、8431.31.00、8431.42.00、8431.49.10、8431.49.90、8432.10.00、8432.90.00、8547.90.00、9403.20.00、9405.99.20、9405.99.40、9406.20.00、9406.90.01

(注) 品目の詳細は各布告の附属書 (Annex) を確認すること。

## 8 | アルミ : 2025年3月に追加の派生品のHTSコード

- 3月12日に追加関税の対象となったアルミ派生品のHTSコード（4月4日追加のアルミ缶、缶ビール含む）
- 下記青掛けの品目は、当該製品が含有するアルミ材の価格に対してのみ追加関税がかかることになる。米国で精錬・鋳造されたアルミは原則、適用除外となる

根拠文書	HTSコード
<u>大統領布告 10895 (アルミ缶、 缶ビール)</u>	2203.00.0060、2203.00.0090、6603.90.8100、7610.10.00、7610.90.00、7612.90.10、 7615.10.2015、7615.10.2025、7615.10.3015、7615.10.3025、7615.10.5020、7615.10.5040、 7615.10.7125、7615.10.7130、7615.10.7155、7615.10.7180、7615.10.9100、7615.20.0000、 7616.10.9090、7616.99.1000、7616.99.5130、7616.99.5140、7616.99.5190、8302.10.3000、 8302.10.6030、8302.10.6060、8302.10.6090、8302.20.0000、8302.30.3010、8302.30.3060、 8302.41.3000、8302.41.6015、8302.41.6045、8302.41.6050、8302.41.6080、8302.42.3010、 8302.42.3015、8302.42.3065、8302.49.6035、8302.49.6045、8302.49.6055、8302.49.6085、 8302.50.0000、8302.60.3000、8302.60.9000、8305.10.0050、8306.30.0000、8414.59.6590、 8415.90.8025、8415.90.8045、8415.90.8085、8418.99.8005、8418.99.8050、8418.99.8060、 8419.50.5000、8419.90.1000、8422.90.0640、8424.90.9080、8473.30.2000、8473.30.5100、 8479.89.9599、8479.90.8500、8479.90.9596、8481.90.9060、8481.90.9085、8486.90.0000、 8487.90.0080、8503.00.9520、8508.70.0000、8513.90.2000、8515.90.2000、8516.90.5000、 8516.90.8050、8517.71.0000、8517.79.0000、8529.90.7300、8529.90.9760、8536.90.8585、 8538.10.0000、8541.90.0000、8543.90.8885、8547.90.0020、8547.90.0030、8547.90.0040、 8708.10.3050、8708.10.60、8708.29.5160、8708.80.6590、8708.99.6890、8716.80.5010、 8807.30.0060、9013.90.8000、9031.90.9195、9401.99.9081、9403.10.00、9403.20.00、 9403.99.1040、9403.99.9010、9403.99.9015、9403.99.9020、9403.99.9040、9403.99.9045、 9405.99.4020、9506.11.4080、9506.51.4000、9506.51.6000、9506.59.4040、9506.70.2090、 9506.91.0010、9506.91.0020、9506.91.0030、9506.99.0510、9506.99.0520、9506.99.0530、 9506.99.1500、9506.99.2000、9506.99.2580、9506.99.2800、9506.99.5500、9506.99.6080、 9507.30.2000、9507.30.4000、9507.30.6000、9507.30.8000、9507.90.6000、9603.90.8050
(注) 品目の詳細は各布告の附属書 (Annex) を確認すること。	Copyright © 2025 JETRO. All rights reserved. ジェトロ作成。無断転載・転用を禁ず

# 銅・木材・半導体・医薬品・重要鉱物： 関税導入に向けて調査中

- トランプ政権は銅・木材・半導体・医薬品に対しても、追加関税の導入に向けて232条に基づく調査を行っている。トランプ大統領は重要鉱物についても商務長官に調査開始を指示した。
- ラトニック商務長官は4月13日、半導体分野への関税発動は1~2カ月以内との可能性を示唆。

対象品目	調査開始時期	調査対象のスコープ
銅	2025年3月	銅鉱石、銅精鉱、精製銅、銅合金、銅スクラップ、銅派生品を含むあらゆる形態の銅
木材	2025年3月	木材、製材、それらの派生品
半導体	2025年4月	サブストレート、加工前のウエハー、レガシー半導体、先端半導体、マイクロエレクトロニクス製品、半導体製造装置の部材、エレクトロニクス分野のサプライチェーンを構成する半導体を搭載する派生品を含む半導体、半導体製造装置およびそれら派生品
医薬品	2025年4月	ジェネリック医薬品および非ジェネリック医薬品の完成品、医療対策製品、有効医薬成分や主要出発物質などの重要な投入物、およびそれらの派生製品を含む医薬品、医薬成分およびその派生品
重要鉱物	2025年4月15日 大統領が調査開始を 商務長官に指示	重要鉱物、レアアース、重要鉱物の加工品、派生品〔半製品（半導体ウエハー等）、最終製品（永久磁石、モーター、電気自動車等）を含む〕 ※調査開始を報告する商務省の官報は未公表

(注) 調査対象のスコープは関税分類番号（HSコード）では示されていない。

(出所) 米国政府公開資料（[銅](#)、[木材](#)、[半導体](#)、[医薬品](#)、[重要鉱物](#)）、4月16日時点

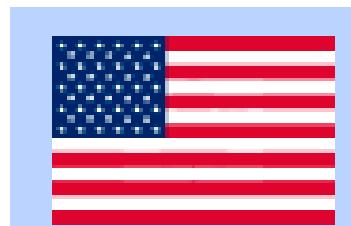
## 232条調査の過程

- 商務長官は調査開始から**270日（約9カ月）以内**に、大統領へ調査結果と提言を含む報告書を提出。
- 報告書が国家安全保障上の脅威を認定した場合、大統領は**90日以内**に認定への同意と輸入制限措置の採否を判断。
- 脅威の認定に同意し、輸入制限措置の必要性を判断した場合、大統領は**15日以内**に措置を発動。  
(加えて、判断から30日以内にその理由を書面で連邦議会に提出)

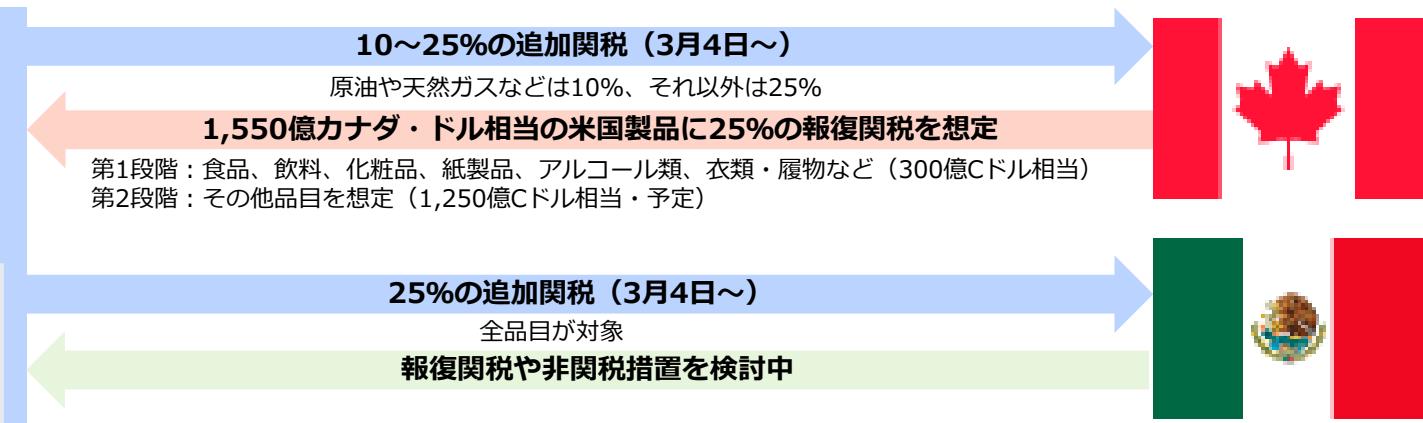
(出所) [連邦議会公開資料](#)、4月16日時点

# 10 | カナダ・メキシコにも追加関税発動

- トランプ大統領は2月1日、不法移民と違法麻薬対策の不備を理由に、カナダ、メキシコ、中国産の全輸入品に対する追加関税を発表。国際緊急経済権限法（IIEPA）が根拠法に。
- カナダ、メキシコへの追加関税は1ヶ月（3月4日まで）延期したが、結局発動。その代わり、相互関税は両国原産品には課されない。



関税が必要な理由はいくつもある。1つ目は、米国に大量に流入した人々（不法移民）。2つ目は、麻薬、フェンタニルの流入。3つ目は、貿易赤字という形で与えている巨額の補助金だ。  
(1月30日、記者団に対する発言)



## カナダ・メキシコ原産品への例外措置

### 1. USMCA原産性を満たしたもの（自動車・同部品以外）

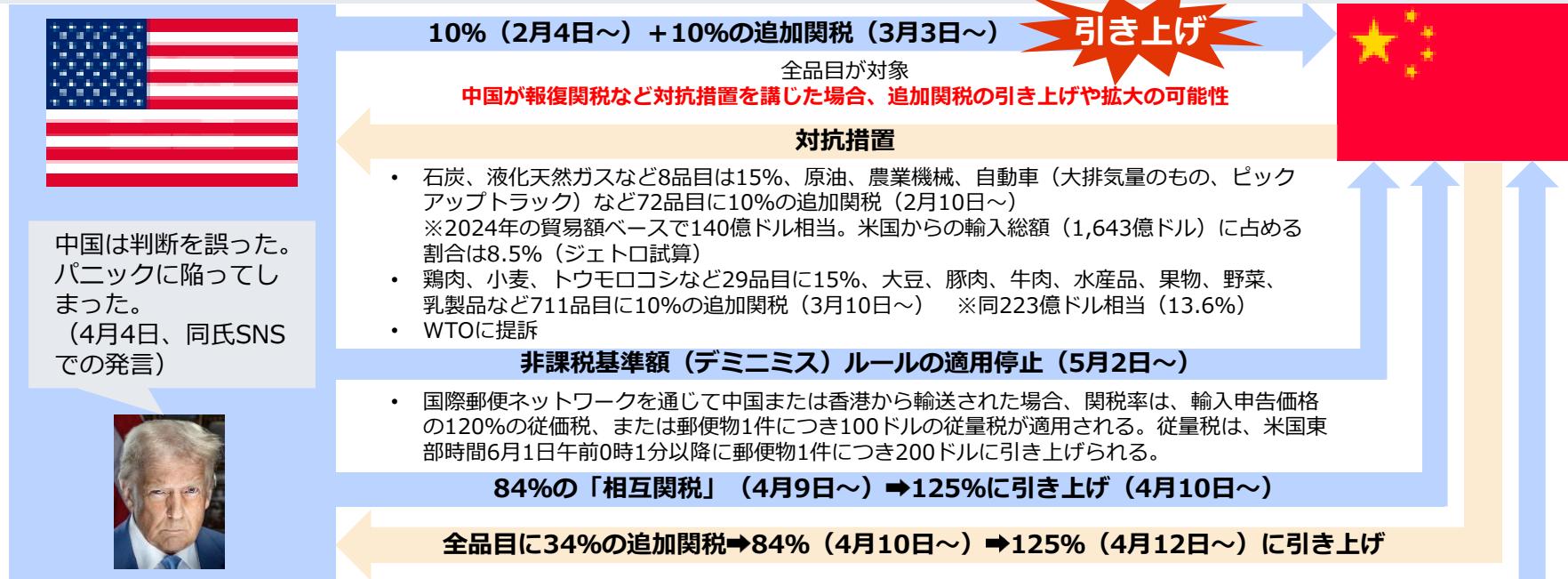
- USMCAの原産規則を満たした両国の原産品に対しては特恵関税（0%）が与えられる。当初は4月2日までの特例措置とされていたが、IIEPA関税が継続する限り維持される見込み。

### 2. USMCA原産性を満たしたもの（自動車・同部品）

- 上記例外措置に関わらず、両国原産品は25%の232条関税の対象になる。
- ただし、USMCAの原産地規則を満たした両国原産品であれば、25%が課されるのは非米国産部品の価格のみとなる。
- 自動車には4月3日以降、自動車部品には5月3日以降、232条関税が課されるが、非米国産部品に対する追加関税は、それを適用するプロセスが確立されたと商務長官が官報で公示するまで、適用対象外。

# 11 | 中国にも追加関税発動

- 中国にもカナダ・メキシコと同じ理由に基づき、予定どおり2月4日から適用し、3月3日に引き上げ。  
中国は即座に追加関税などの対抗措置を発表。
- 中国原産品には20%の追加関税に125%の相互関税が加わり、第2次トランプ政権発足以降に発動された追加関税措置は合計 145% (4月10日時点) に上る。



品目	最惠国待遇 (MFN)	301条	IEEPA	232条	相互関税	合計	(%)
スマホ・ノートPC	0	-	20	-	0	20	
Tシャツ (6109.10.00)	16.5	7.5	20	-	125	169	
電気自動車 (EV)	2.5	100	20	25	-	147.5	
EV用バッテリー	3.4	25	20	25	-	73.4	

# 12 | トランプ政権の関税政策の全容

根拠法	対象品目	発動日	関税率など	ビジネス短信
国際緊急経済権限法 (IIEPA)	中国原産品	2月4日	・既存の関税率に10%を上乗せ	2月3日
		3月3日	・上乗せ関税率を20%に引き上げ	3月4日
	カナダ、メキシコの原産品	3月4日	・全品目に25%（カナダ産エネルギー・資源品目は10%）	3月4日
		3月7日	・米国・メキシコ・カナダ協定（USMCA）の原産地規則を満たす产品は追加関税の適用除外対象 ※但し、自動車・同部品は232条の追加関税の対象となる	3月7日
	国・地域問わず全品目 ※カナダ、メキシコは対象外	4月5日	・第1段階として4月5日以降、国・地域問わず実質的に全品目に対して既存の関税率に10%を上乗せ	4月3日
		4月9日	・第2段階として4月9日以降、57カ国・地域に対しては上乗せ率を個別に設定した相互関税率まで引き上げ➡4月10日以降、引き上げ税率の適用は中国以外90日間停止 ※232条などで追加関税発動済みの品目など一部対象外	4月8日 4月9日
	ベネズエラ産原油を輸入する国・地域の原産品	4月2日	・ベネズエラで採掘・精製された原油や石油製品を輸入する国・地域の原産品に対して、既存の関税率に25%を上乗せ。発動の是非の判断は国務長官の裁量となっている	3月25日
1962年通商拡大法 232条	鉄鋼・アルミ製品	3月12日	・アルミ製品の追加関税率を10%から25%に引き上げ ・適用除外を撤廃、対象品目を追加 ※米国で溶解・鋳造・精錬された鉄鋼・アルミ材の価格には追加関税が課されない。	2月17日 3月12日 3月17日
		4月4日	・アルミ缶と缶ビールを関税対象に追加（缶ビールはアルミ缶の価格のみに関税を課す）	4月7日
	自動車・同部品	4月3日 5月3日	・自動車に対して4月3日以降、既存の関税率に25%を上乗せ ・部品に対して5月3日以降、既存の関税率に25%を上乗せ ※いずれもUSMCAの原産地規則を満たす場合、非米国産部品の価格にのみ追加関税が課される。	4月3日
	銅、木材	—	・232条による調査を商務長官に指示、調査中	3月14日
	半導体、医薬品	—	・232条による調査を商務長官に指示、調査中	4月15日
	重要鉱物	—	・232条による調査を商務長官に指示、調査中	4月16日

# 参考リンク集

- [米国関税措置に伴う日本企業相談窓口の拡大について](#)  
→無料でのご相談に対応致します
- [第2次トランプ政権の動向 | 米国 - 北米 - 国・地域別に見る - ジェトロ](#)  
→米国発のみでなく、各国の反応の短信記事も掲載
- [特集 : 米国・メキシコ・カナダ協定（USMCA）を取り巻く環境 | 国・地域別に見る - ジェトロ](#)  
→北米3カ国間の貿易投資情報や、自動車サプライチェーンに関する基礎情報も掲載
- [World Tariff](#)  
→日本国内居住者であればジェトロ経由で無料で利用可能。タイムラグはあるが、追加関税も反映された関税率の検索が可能。
- [米国ホワイトハウス](#)  
→米国政府発の公式な発表
- [米国通商代表部（USTR）対中301条対象品目検索データベース](#)  
→HTSコード8桁で、対象かどうか、対象である場合の追加関税率が検索可能
- [米国国際貿易委員会（USITC）関税率検索データベース](#)  
→HTSコードや品目名で米国の関税率が検索可能

## 日本貿易振興機構（ジェトロ）

### 調査部 米州課

世界の  
ビジネス関連情報  
を毎日掲載！  
  
閲覧無料

『ビジネス短信』  
はこちら



<https://www.jetro.go.jp/biznews/>

### 米国関税措置等に伴う日本企業相談窓口

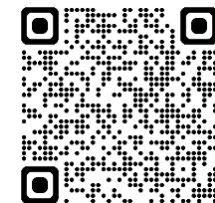
<https://www.jetro.go.jp/services/advice/>

★ご相談は無料です★

北米無料  
メールマガジン  
『North American  
News Briefs』

毎日配信！

新規登録はこちら



<https://www.jetro.go.jp/mail/list/northamericannewsbriefs.html>

### ■ ご注意

本資料は情報提供を目的に2025年4月16日時点の情報を基に作成したものです。ジェトロは資料作成にはできる限り正確に記載するよう努力しておりますが、その正確性を保証するものではありません。本情報の採否はお客様のご判断で行ってください。また、万一不利益を被る事態が生じましてもジェトロは責任を負うことができませんのでご了承ください。

※最新情報は、米国政府の発表資料を参照してください